



2022年5月24日

各 位

会 社 名 昭和電線ホールディングス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 長谷川 隆代  
(コード番号 5805 東証プライム)  
問 合 せ 先 常務執行役員 経営戦略企画部長 小又 哲夫  
(TEL. 044-223-0520)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を本年6月24日開催予定の第126期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、2023年4月1日を効力発生予定日として、連結子会社である昭和電線ケーブルシステム株式会社および昭和電線ユニマック株式会社を吸収合併し、純粋持株会社から事業会社へ移行いたします。この経営体制の変更に伴い、商号および目的に関する規定を一部変更するものであります。  
なお、本定款一部変更は、本吸収合併の効力発生日である2023年4月1日に効力を生ずることとする附則を設け、その効力発生をもって本附則を削除するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
  - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第18条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
  - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第18条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
  - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、<u>昭和電線ホールディングス株式会社</u>と称し、英文では、<u>SWCC SHOWA HOLDINGS CO., LTD.</u>と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むこと、<u>ならびに、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</u></p> <p>(1) 次の各製品の製造、加工および販売 ① ~ ② (条文省略) (新設) ③ ~ ⑦ (条文省略) (2) ~ (4) (条文省略) (新設) (5) ~ (6) (条文省略) (新設) (7) 不動産の売買、賃貸借および管理 (8) ~ (9) (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第18条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、<u>SWCC株式会社</u>と称し、英文では、<u>SWCC Corporation</u>と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 次の各製品の製造、加工および販売 ① ~ ② (現行どおり) ③ <u>巻線</u> ④ ~ ⑧ (現行どおり) (2) ~ (4) (現行どおり) (5) <u>発電ならびに電気の供給および販売</u> (6) ~ (7) (現行どおり) (8) <u>動産の賃貸借および管理</u> (9) <u>不動産の売買、賃貸借および管理ならびにそれらの仲介</u> (10) ~ (11) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>附則 (監査役との責任限定契約に関する経過措置)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第 18 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>附則 (監査役との責任限定契約に関する経過措置)</p>
<p>(条文省略)</p>	<p><u>第 1 条</u> (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(商号に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 2 条 定款第 1 条 (商号) の変更は、2023 年 4 月 1 日に効力を生ずるものとする。なお、本附則は、定款第 1 条 (商号) の変更の効力発生日経過後これを削除する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(目的に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 3 条 定款第 2 条 (目的) の変更は、2023 年 4 月 1 日に効力を生ずるものとする。なお、本附則は、定款第 2 条 (目的) の変更の効力発生日経過後これを削除する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 4 条 定款第 18 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および定款第 18 条 (電子提供措置等) の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 18 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本条の規定は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月24日(金)
定款変更の効力発生日	2022年6月24日(金)

以 上